

介護老人保健施設ほほえみ入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ほほえみ（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者および身元引受人兼連帯保証人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。ただし、身元引受人兼連帯保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項のほか、本約款、別紙1、別紙2および別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者および身元引受人兼連帯保証人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者および身元引受人兼連帯保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立または要支援1・要支援2と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者および身元引受人兼連帯保証人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員または他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者および身元引受人兼連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙3の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額および利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者および身元引受人兼連帯保証人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書および明細書を、毎月12日に発行します。利用者および身元引受人兼連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。
 - 3 当施設は、利用者または身元引受人兼連帯保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者または身元引受人兼連帯保証人の指定する者に対して、領収書を発行します。
 - 4 万一、お支払いが出来ない場合は、身元引受人兼連帯保証人が下記記載の極度額までの責任を負って頂きます。
- ※当施設の利用料金の身元引受人兼連帯保証人としての支払い極度額は金60万円です。
(極度額とは身元引受人兼連帯保証人として責任を負う上限額です。)

(非常災害対策)

第6条 当施設は、防火管理についての責任者を定め、御殿山病院の防火管理者と連携し、御殿山病院と一体となって非常災害対策を策定し、毎年度定期的に、避難、救出訓練およびその他の必要な訓練を実施します。

(緊急時の対応)

- 第7条 当施設は、利用者に対し、医師の医学的判断により、対診が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者および身元引受人兼連帯保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(身体拘束等)

第8条 当施設は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためなど、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、当施設の医師が緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(褥瘡対策等)

第9条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、「褥瘡対策指針」を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

(事故発生の防止および発生時の対応)

- 第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者または身元引受人兼連帯保証人が指定する者、および保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(衛生管理)

第 11 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行います。

- 2 感染症が発生しまたはまん延しないように、「感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針」を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。

(秘密保持および個人情報の保護)

第 12 条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者と身元引受人兼連帯保証人、若しくはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

- 2 法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることを除き、利用者および身元引受人兼連帯保証人の同意を得て、情報提供を行なうこととします。ただし、市町村および居宅介護支援事業者等へは、利用者または身元引受人兼連帯保証人から予め同意を得て情報を提供します。
- 3 前 2 項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。
- 4 個人情報の利用目的を別紙 2「個人情報の利用目的」に定めた限りとし、利用者等の個人情報を適切に取り扱います。

(記録)

第 13 条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人兼連帯保証人、その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。尚、謄写にかかった費用の実費を請求します。

(要望または苦情等の申出)

第 14 条 当施設は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、利用者から相談や苦情等の申し出があった場合は、速やかに事実関係を調査し、その結果ならびに改善の方法について利用者に報告いたします。

(賠償責任)

第 15 条 当施設は、サービスの提供に伴って、当施設の重大な過失によって、利用者に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

- 2 利用者の重大な過失によって、当施設が損害を被った場合、利用者および身元引受人兼連帯保証人は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

<損害賠償がされない場合>

- 1 利用者が、契約終了時やサービス提供時にご自身の心身状況や病歴等について故意に告げず、虚偽に告げたことがもっぱらの原因として発生した損害。
- 2 利用者の急な体調変化等、当施設が実施したサービスを原因としない事由を専らの原因として発生した損害。

- 3 利用者が、当施設の指示・依頼に反して行った行為をもつばらの原因として発生した損害。

(利用契約に定めのない事項)

第 16 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または身元引受人兼連帯保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

重要事項説明書

介護老人保健施設ほほえみのご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・事業所名 医療法人 桃李会
- ・事業所所在地 栃木県鹿沼市今宮町 1682番地2
- ・代表者氏名 波木幸子
- ・電話番号 0289-64-2131 ・ファックス番号 0289-64-2194

- ・施設名 介護老人保健施設ほほえみ
- ・開設年月日 平成20年6月1日
- ・所在地 栃木県鹿沼市今宮町1682番地2
- ・電話番号 0289-64-2134 ・ファックス番号 0289-64-2194
- ・管理者名 波木道夫
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(0950580035号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での介護や機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療ならびに日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。

(3) 施設の職員体制

	人数
・医師	1人
・薬剤師	1人
・看護職員	4人以上
・介護職員	10人以上
・支援相談員	1人以上
・理学療法士	2人以上
・作業療法士	1人以上
・管理栄養士	1人
・介護支援専門員	1人以上
・事務職員	数名

(4) 入所定員 40名

- ・療養室 2人室 2室 3人室 4室 4人室 6室

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

- ② 食事（食事は原則として食堂で食べていただきます）
朝食 8時、昼食 12時、夕食 17時30分
 - ③ 入浴（入所者は、週2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態で清拭となる場合があります）
 - ④ 医学的管理・看護
 - ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
 - ⑥ 機能訓練
 - ⑦ 栄養マネジメント等
 - ⑧ 理容サービス（原則月1回実施します。）
 - ⑨ 相談援助
 - ⑩ その他
- *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ① 協力医療機関
 - ・名称 医療法人桃李会 御殿山病院
 - ・住所 栃木県鹿沼市今宮町 1682 番地 2
- ② 協力歯科医療機関
 - ・名称 茂呂歯科医院
 - ・住所 栃木県鹿沼市仲町 1595
- ③ 協力歯科医療機関
 - ・名称 佐川歯科医院
 - ・住所 栃木県鹿沼市寺町 1346

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ① 起床は午前 6 時、消灯は午後 9 時です。
- ② 食事は、朝 8 時、昼 12 時、夜 17 時 30 分からです。
外部からの持ち込みや出前のご遠慮ください。
- ③ 面会時間は、全日午後 1 時～午後 7 時までです。
- ④ 外出・外泊は、「外出外泊許可願」を提出し、主治医の許可を得てください。
- ⑤ 飲酒・喫煙はできません。
- ⑥ 施設内の物を破損した場合、実費相当額を徴収する場合があります。
- ⑦ 現金および貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
- ⑧ ペットの持ち込みはご遠慮ください。
- ⑨ 騒音等他の患者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の療養室に入らないでください。

5. 非常災害対策

防災設備はスプリンクラー、消火器、消火栓などがあり、防災訓練は年2回実施します。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 身体拘束

利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。また、利用者の行動を制限する行為は行いません。身体拘束を行った場合は、解除することを目標に鋭意検討します。

8. 要望および苦情等の相談

利用者ご家族からの疑問・苦情には、支援相談員が応じますので、お気軽にご相談ください。

担当 支援相談員

電話 0289-64-2134

受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後5時

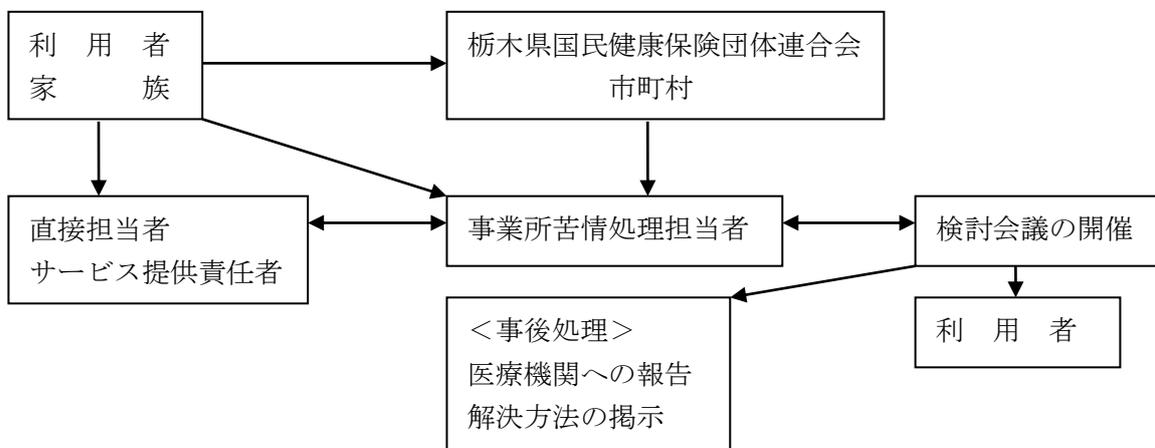
所定の場所に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

当施設以外に、区市町村等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

鹿沼市保健福祉部介護保険課 電話（介護保険係） 0289-63-2283

栃木県国民健康保険団体連合会 電話（苦情相談窓口） 028-643-2220

栃木県運営適正化委員会 電話 028-622-2941



9. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者様に対し救急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、身元引受人兼連帯保証人（ご家族）に連絡をいたします。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

10. 秘密保持

（1）当施設の従業員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の情報は一切もráしません。必要がある場合は、利用者及びご家族の同意を得た上で、情報を提供させていただきます。

（2）当施設の従業員であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の情報は一切もráしません。

（3）当施設では、個人情報保護法に基づいて個人情報保護方針を掲げ、ご利用者及びご家族の個人情報の使用をご利用者及びご家族の同意を得、法人内、外での利用目的に則り、慎重且つ安全に利用いたします。

個人情報利用目的

介護老人保健施設ほほえみ では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護保健施設サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。また、介護保険負担限度額認定証をお持ちの場合は、これについても確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人兼連帯保証人の希望を十分にお聞きし、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇機能訓練：

原則として機能訓練室で行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの単位数です）

注）当施設は地域区分の7級地に属するため1単位＝10.14円となります。

<基本型>

- ・要介護1 788単位
- ・要介護2 836単位
- ・要介護3 898単位
- ・要介護4 949単位
- ・要介護5 1003単位

*ただし、入所後30日間に限って、上記施設利用料に30単位加算されます。

*外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて362単位となります。

*入・退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

- ①入所前後訪問指導加算（Ⅰ） 450単位
- ②入所前後訪問指導加算（Ⅱ） 480単位

③退所時情報提供加算	500単位
④入退所前連携加算(Ⅰ)	600単位
入退所前連携加算(Ⅱ)	400単位
⑤試行的退所時指導加算	400単位
⑥訪問看護指示加算	300単位

*なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

(2) 加算料金 (1日当たり)

◎夜勤職員配置加算	24単位
*短期集中リハビリテーション実施加算	240単位 (入所から3か月)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240単位 (入所から3か月)
◎サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位
◎安全対策体制加算	20単位 (入所時に1回のみ)
◎在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	34単位/日
	※施設要件を満たす場合
*認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位
若年性認知症入所受入加算	120単位
排泄支援加算(Ⅰ)(実施した場合)	10単位/月
排泄支援加算(Ⅱ)(実施した場合)	15単位/月
排泄支援加算(Ⅲ)(実施した場合)	20単位/月
再入所時栄養連携加算(実施した場合)	200単位/回
*口腔衛生管理加算(Ⅰ)(実施した場合)	90単位/月
経口維持加算(Ⅰ)(実施した場合)	400単位/月
経口維持加算(Ⅱ)(実施した場合)	100単位/月
経口移行加算(実施した場合)	28単位
*療養食加算(実施した場合)	6単位/1食(1日3食限度)
認知症情報提供加算(実施した場合)	350単位/回
所定疾患施設療養費(実施した場合)	(Ⅰ)239単位
	(Ⅱ)480単位
ターミナルケア加算(実施した場合)	
死亡日の31日以上から45日以下	80単位/日
死亡日の4日以上から30日以下	160単位/日
死亡日の前日及び前々日	820単位/日
死亡日	1650単位/日
緊急時治療管理(実施した時)	518単位

(3) その他の料金

- ① 食費(1日当たり) 1,650円
- ② 居住費(療養室の利用費)(1日当たり) 470円
(ただし、食費・居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)
- ③ 特別な食事(利用者の特別な希望に基づくメニュー・食材を提供した場合、実費相当)

額をいただきます)

- | | | |
|---|------------------|----------------------------------|
| ④ 教養娯楽費（1日当たり） | 200円 | *希望者 |
| ⑤ 日用品費（1日当たり） | ほほえみセット 460円（税込） | } どちらか選択（希望者）
（指定業者との契約となります） |
| | 介護セット 650円（税込） | |
| ⑥ 洗濯代（1回1袋当たり） | 500円（指定業者委託） | |
| ⑦ 理髪代（1回当たり） | 1,500円 | |
| ⑧ 電気代（利用時、1種1日当たり） | 50円 | |
| ⑨ その他、指定介護老人保健施設において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。 | | |

(4) 支払い方法

毎月12日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

※請求書の郵送は行っておりません。御殿山病院1階会計にお声掛け下さい。

介護老人保健施設ほほえみ入所利用同意書

介護老人保健施設ほほえみを入所利用するにあたり、介護老人保健施設サービス重要事項説明書および別紙1、別紙3を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で利用することに同意します。なお、個人情報の利用目的についても、別紙2を受領し、内容に関して担当者による説明を受け、十分に理解した上で利用することに同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

⑩

<身元引受人兼連帯保証人>

住 所

氏 名

⑩

続 柄

電 話

上記の同意をもって、当施設の利用をすることが出来るものとする。

栃木県鹿沼市今宮町 1682-2

介護老人保健施設ほほえみ

管理者 波 木 道 夫

説明者

【本約款第7条3項緊急時連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	自宅 勤務先 携帯